

府政共生第276号
26初幼教第1号
雇児保発0401第1号
平成26年4月1日

各都道府県私立学校主管部（局）長
各都道府県民生主管部（局）長 殿
各指定都市・中核市民生主管部（局）長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（少子化対策担当）

長 田 浩 志

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

蝦 名 喜 之

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

橋 本 泰 宏

子ども・子育て支援新制度に係る平成26年度の税制上の取扱いについて（通知）

平成26年度税制改正要望において、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要となる事項として、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、市町村認可事業として位置付けられる小規模保育事業等、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに子どものための教育・保育給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等に対する税制上の所要の措置について要望していたところですが、今般、関係法令が改正され（別紙1、2参照）、平成26年度から措置される事項として、不動産取得税の取扱いが下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。貴職におかれては、十分ご了知の上、

関係部局や管内の市町村、事業者等へ周知し、その運用に遺漏のないようご配慮いただけるようお願いいたします。なお、こうした取扱いについては、総務省とも協議済である旨申し添えます。

なお、この他の税で子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に併せて適用されるものの内容については、別途改めて通知します（別紙 3 参照）。

記

1 幼保連携型認定こども園及びそれ以外の類型の認定こども園に対する税制上の所要の措置

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 73 条の 4 第 1 項第 4 号の 4 に学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）による改正後の法律をいう。以下「新認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園の用に供する不動産が規定され、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 36 条の 8 の 2 に学校法人及び社会福祉法人以外の者で新認定こども園法第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の認定又は同法第 17 条第 1 項の設置の認可を受けたものが規定されたことに伴い、新認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園及びそれ以外の類型の認定こども園（認定こども園法一部改正法による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「旧認定こども園法」という。）による認定を受けたものを含む。）の用に供する不動産を取得した場合の不動産取得税が非課税となったこと。

ただし、旧認定こども園法による認定を受けた認定こども園であって、子ども・子育て支援法の施行の日の前に、当該認定こども園の用に供する不動産を取得した場合の不動産取得税は課税されるため留意すること。

2 市町村認可事業として位置付けられる小規模保育事業に対する税制上の所要の措置

地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 4 号の 2 に社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号。以下「関係整備法」という。）による改正後の法律をいう。以下「新児童福祉法」という。）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業の用に供する不動産が規定され、地方税法施行令第 36 条の 7 の 2 に社会福祉法人以外の者で新児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により同法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業の認可を得たものが規定されたことに伴い、新児童福祉法に基づく小規模保育事業の用に供する不動産を取得した場合の不動産取得税が非課税となったこと。

（注）地方税法及び地方税法施行令中の関連規定はいずれも子ども・子育て支援法の施行の日に施行されるが（地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号。以下「改正法」という。）附則第 1 条第 18 号及び地方税法施行令の一部を改正する政令

(平成 26 年政令第 132 号) 附則第 1 条第 10 号)、その適用は平成 26 年 4 月 1 日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税についてなされることに留意すること(同法附則第 7 条第 1 項)。

※改正法附則第 7 条第 1 項においては、別段の定め(同条第 2 項～第 4 項)があるものを除き、不動産取得税に関する部分は、同法の施行日(平成 26 年 4 月 1 日)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用することとされている。そのため、地方税法施行令第 36 条の 7 の 2 及び第 36 条の 8 の 2 の規定についても、この規定が適用される。

(添付資料)

別紙 1 : 地方税法の改正の新旧及び改正法附則(施行日)について

別紙 2 : 地方税法施行令の改正の新旧及び改正政令附則(施行日)について

別紙 3 : 平成 26 年度税制改正結果について

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 付

参事官(少子化対策担当) 付

03-3581-2501(直通)